

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	1	実施状況	実施中
対象施策	厳格な入国管理について、体制の整備のみならず、IT技術・イノベーションを最大限に活用し、先進的で効率的な出入国在留管理体制の構築を推進していくこと。例えば、渡航前の事前スクリーニング等、円滑化と厳格化の両立に資する他国の先進的な取組について調査を行い参考にしながら、我が国の実情にあった実用化に向けて検討すること。		
実施状況の説明	入管DXの一環としての円滑・厳格な審査に向けて、電子渡航認証制度に関する諸外国の制度について、情報を収集する等、導入に向けた検討を行っているほか、相互事前旅客情報システム等のIT技術を活用した仕組みの導入を進めている。また、空港を利用する旅客が入管・税関に対して双方の手続に必要な情報を同時に提供することができる「共同キオスク」の導入に向けて、両省庁で実証実験を行っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	2	実施状況	実施中
対象施策	在留申請手続について、利用する所属機関等や外国人の声を聴取し、可能な限りオンラインのみで申請が完結するよう検討を進めること。なお、オンライン申請の推進に当たっては、なりすまし申請やブローカーの介在など、制度が悪用されることのないように配慮しながら推進すること。		
実施状況の説明	オンラインによる在留手続について、申請率の向上を図るため、定期的実施する利用者アンケートを始めとする関係者から寄せられる改善要望等を参考にするなどして、UI・UXの改善を含む利便性の向上に向けたシステムの改修を進めている。 2022年3月には外国人を雇用している所属機関の職員等のみならず、マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、外国人本人が在留申請オンラインシステムを利用してオンラインによる在留手続を可能とした。 また、オンラインによる在留手続時において、利用者がマイナポータル上の自己情報を取得・利用できる仕組みについて2024年3月に運用開始した。 今後も、引き続き制度の適正な利用を確保しつつ、利便性の向上や効率性の改善に向けた検討を進める。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	3	実施状況	検討中
対象施策	在留諸申請の手数料の電子納付(クレジットカードによる支払いなど)について、最大限デジタル技術の活用を検討し、実現すること。		
実施状況の説明	政府の方針として、利用者の利便性向上を目的に行政手続の手数料等の支払いをキャッシュレス化する施策が推進されており、令和4年5月9日には、デジタル庁所管による「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」が公布され、同年11月1日に施行された。 このような状況を背景として、在留諸申請やトラステイド・トラベラー・プログラム等の各種手続における収入印紙による手数料の納付について、キャッシュレスによる納付も可能とするため、デジタル庁の共通基盤開発の進捗を確認しつつ、引き続き必要な検討を進める。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	4	実施状況	実施中
対象施策	特定技能外国人の受入れについて、制度の利用が広がるように、在留申請のための提出資料を見直し、その簡素化を図ること。		
実施状況の説明	令和4年5月に提出書類の枚数削減に係る取組を実施し、同年8月には、一定の事業規模があり、過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関については、書類の提出を大幅に省略することとした。 また、地方出入国在留管理官署等に寄せられる特定技能に関する問合せの内容等を踏まえ、出入国在留管理庁ホームページにおいて掲載している提出書類に係る案内の充実・改善を随時行っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	5	実施状況	実施済み
対象施策	特定技能制度の適正な運用のため、関係省庁が特定技能外国人を受け入れる事業主に対し、労働関係法令の周知を図り、特定技能外国人の受入に当たっては、言語や文化等の違いに配慮する必要があるため、留意すべき点について事業主に情報提供を行うこと。		
実施状況の説明	特定技能制度においては、特定産業分野ごとに分野所管省庁が、当該省庁のほか制度所管省庁や受入れ機関等を構成員とする分野別協議会を設置しており、その中で、制度趣旨の周知や受入れ機関等に対する法令遵守の啓発等を行っている。 引き続き、制度の適正な運用に向けて、分野所管省庁と連携して対応する。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	6	実施状況	実施済み
対象施策	特定技能制度がより活用されるために、技能実習生として在留する者に対し、技能実習修了後に選択可能な進路として特定技能制度の周知を行うことや、留学生等に対する試験実施等の情報提供を行うこと。		
実施状況の説明	技能実習生に対しては、技能実習生手帳において技能実習2号を良好に修了した場合は技能試験及び日本語試験が免除された上で特定技能に移行できる旨を案内し、周知を図っている。 また、特定技能制度活用促進策としてオンラインマッチングイベント及び対面による企業説明会を開催しているところ、留学生に対しては教育機関を通じて同イベントを周知し、イベントを通じた情報発信を行っている。 さらに、特定技能については特定技能総合支援サイト、出入国在留管理庁ホームページ、同各種SNS及びメール配信サービスを通じた情報発信も行っているところ、特定技能総合支援サイトでは多言語で特定技能の試験に関する情報を発信している。在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」に係る各分野における特定技能試験の実施予定については、現在、出入国在留管理庁ホームページ等において掲載している。 この点につき、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）において、特定技能試験等の周知に関する施策が盛り込まれており、引き続き、特定技能試験の実施予定等の情報の周知を図っていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	7	実施状況	実施済み
対象施策	出入国在留管理庁において、特定技能制度における運用の適正化や悪質ブローカーの排除への対応を適切に行うとともに、更なる受入れ対象の拡大のため特定技能2号への分野追加などを早期に行うこと。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁では、特定技能所属機関等に対する調査等を通じて、適正な受入れが行われているか確認しており、不適正な事案が判明した場合は、指導・助言を行うとともに、必要に応じて立入検査や改善命令といった法令上の措置を講じている。 また、職業紹介の許可等を受けていないなど、職業安定法に抵触する疑いがあることを把握した場合にあっては、同法を所管する厚生労働省に通報するなど、悪質なブローカー等の排除に努めている。 さらに、日本での就労を希望する外国人やその家族から保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者を排除するため、日本国政府と特定技能外国人の送出国政府との情報共有の枠組みの構築等を内容とする二国間取決め(注1)を作成しており、同取決めに基づき各国政府と適宜情報共有しているほか、意見交換を実施し、特定技能制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努めている。 また、令和6年に成立し・公布した改正入管法に基づき、特定技能所属機関が1号特定技能外国人の支援を外部に委託する場合の委託先を登録支援機関に限るなどの特定技能制度の適正化を図ることとしているほか、2国間取決めの作成による悪質なブローカーの排除の取組を進めている。 特定産業分野の追加については、業を所管する省庁において人手不足の状況及び生産性向上や国内人材確保のための取組について検討を行い、その結果を受け、法務省等の制度所管省庁とともに追加の適否について検討を行うこととなっている。また、本年6月の改正入管法の成立を受け、制度所管省庁における追加の適否の検討後、労使団体や有識者等で構成される「新たな会議体」の意見を聴取することとなった。 特定技能2号の対象分野について、制度創設当初は「建設分野」及び「造船・船用工業分野」の2分野のみが対象であったものを、業所管省庁による追加の申し入れを受け関係省庁間で検討した結果、令和5年6月の閣議にて「介護分野」を除く11分野(注2)を特定技能2号の対象分野として追加することを決定した。 また、その後、業所管省庁から、人材確保が困難であるとして特定技能の対象分野への追加の要望があったこと等を踏まえ、関係省庁において追加の適否について検討を行い、本年3月の閣議にて新規4分野の追加及び既存3分野に新たな業務を追加等(注3)することを決定した。 (注1) 二国間取決めの状況 2024年10月末現在、17か国と作成(フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア、ラオス、キルギス及びタジキスタン) (注2) ビルクリーニング分野、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野(現在は本年3月の閣議決定により名称が工業製品製造業分野へ変更)、建設分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食物品製造業分野及び外食業分野 (注3) 新規分野としては、自動車運送業分野、鉄道分野、林業分野、木材産業分野の4分野を追加。既存分野においては、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の名称を工業製品製造業分野とした上で、業務区分及び受入れ可能な事業所を追加するとともに、飲食物品製造業分野においても食料品スーパーマーケットにおける惣菜加工等の店内調理等の業務を可能とした。また、造船・船用工業分野においては業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲の拡大を行った。なお、新規4分野及び工業製品製造業分野で新たに追加された業務等については、特定技能1号のみ受入れが可能となっている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	8	実施状況	実施済み
対象施策	技能実習制度が適切に機能するために必要な取組として、実習実施者や監理団体の違反内容について引き続き適切に公表等するのみならず、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の適正な報酬であることをはじめとする労務管理、日本語教育を含む日本文化の理解促進の取組、地域住民との交流等優良事例の公表についても検討すべきである。また、優良事業者への優遇施策についても引き続き適切に実施していくこと。		
実施状況の説明	監理団体・実習実施者に許可・認定基準違反、法令違反等があった場合には、その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し、業務停止命令(監理団体のみ)や改善命令を行い、当該事業所名等を公表している。また、外国人技能実習機構において、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、前年度に帰国した技能実習生への帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や現在、本邦に在留する技能実習生の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的として、年に1度「技能実習生に対する支援実態等調査(監理団体等対象のアンケート調査)」を実施しているところ、その結果のうち優良事例については、取組好事例として、同機構ホームページにおいて公表している。 優良事業者への優遇施策については、「技能等の修得等に係る実績」において、当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る日本への入国制限の影響を受け、令和2年度又は同3年度に入国した技能実習生がおらず、2・3級程度の技能検定等の受検実績がない場合は、実績がない年度に応じ、さらに過去の年度に遡って実績を記載することができることとする運用を行っており、引き続き適切に実施していく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	9	実施状況	実施済み
対象施策	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等された技能実習生について、可能な限り実習を継続できるよう監理団体等を指導すること。また、実習継続が難しい場合においては、在留資格変更許可の特例措置である雇用維持支援の一層の周知を行うなど技能実習生の支援のための対応をすること。		
実施状況の説明	実習先を解雇等されたことにより技能実習の継続が困難となった場合は、監理団体等において技能実習生の円滑な転籍の支援を行うこととしたほか、外国人技能実習機構において実習先変更支援や宿泊支援を行った。出入国在留管理庁においては、外国人技能実習機構と協力し、監理団体等への周知に努めるとともに、SNSを通じて広く情報発信を行った。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	10	実施状況	実施済み
対象施策	技能実習においては、実習実施者や監理団体に労働関係法令を含む関係法令の遵守を徹底させる必要があるとともに、実習中の技能実習生に対し、技能実習修了後に選択可能な進路として特定技能制度の周知を行い、制度の認知・理解を深めてもらうように努めること。		
実施状況の説明	監理団体・実習実施者に対しては、外国人技能実習機構が実地検査を実施し、法令違反等があった場合には、その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し、業務停止命令（監理団体のみ）や改善命令を行い、当該事業所名等を公表しているほか、出入国在留管理庁ホームページや同機構ホームページにおいて監理団体・実習実施者向けに各種法令遵守に係る周知・啓発を行っている。 技能実習生に対する特定技能の周知については、技能実習生手帳において技能実習2号を良好に修了した場合は技能試験及び日本語試験が免除された上で特定技能に移行できる旨を案内している。また、特定技能制度活用促進策としてオンラインマッチングイベント及び対面による企業説明会を開催しているほか、特定技能総合支援サイトや出入国在留管理庁ホームページ、同各種SNS及びメール配信サービスを通じて特定技能に係る情報発信を行っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	11	実施状況	検討中
対象施策	在留管理の強化について、マイナンバーを在留管理に活用することについて、プライバシー権等の観点から慎重な検討が必要であるところ、政府全体でのマイナンバーの利用範囲の拡大等の議論を踏まえて検討すること。		
実施状況の説明	現在、外国人の在留資格手続においては、申請書と併せて公的機関等発行の証明書類の提出が必要であるところ、証明書類の準備のため複数の公的機関等に赴く必要があり、申請人の負担となっている。 そこで、政府全体としてのマイナンバーの利用拡大を目的として、令和5年に番号利用法の一部が改正され、外国人の在留手続においてもマイナンバーを利用することが可能となったことから、提出書類の省略による利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現するため、令和8年度末にマイナンバーによる情報連携を開始することを目指して、必要な法令整備及びシステム開発等の検討を進めている。 なお、現時点で在留カード番号に替わるものとしてマイナンバーを利用すること等を検討しているものではなく、政府全体としての方針に沿って、マイナンバーを活用することとしているところである。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	12	実施状況	実施済み
対象施策	出入国在留管理庁において、日系四世の受入れについて、制度利用の実態把握を行い、制度の活用のための方策の検討を行うこと。		
実施状況の説明	日系四世受入れ制度については、一定の要件を満たす日系四世の方を受入れ、日本と現地の日系社会との架け橋となる人材を育成することを目的として、平成30年に創設されたものであるが、活用状況が低調であることや要件緩和の要望があることを踏まえて、令和5年12月28日に特定活動告示43号(日系四世)に係る告示及び指針を改正し、一定の日本語能力があれば、制度を利用できる年齢条件を引き上げることや、高い日本語能力等の要件を満たせば、本制度の活用後に在留資格を「特定活動」から「定住者」に変更できるようになるなど、活用促進のための見直しを行った。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	13	実施状況	実施済み
対象施策	公的義務の履行状況をはじめとする「永住者」の実態について調査を行い、その情報を広く社会・国民に提供していくこと。その上で、今後の「永住者」の資格の在り方については、規制及び緩和の両面から検討が進むこと。		
実施状況の説明	永住許可制度の適正化については、永住許可の要件を明確化するとともに永住許可後に許可の要件をあえて満たさなくなるような場合にその在留資格を取り消すことができるようにすること等を内容とする入管法等一部改正法が、第213回通常国会において幅広い議論を経て令和6年6月14日に成立した。 検討過程においては、永住者の公的義務の履行状況等の実態について地方公共団体へ調査を行ったほか、永住者の在留資格の取消しは永住者が我が国で築いた生活の基盤に深刻な影響を与えたとの報告書の指摘を踏まえ、取消事由に該当しても原則として法務大臣の職権により在留資格を変更して引き続き在留を認めるなど、永住者の我が国への定着性に配慮した制度となっている。 また、永住許可の予見可能性を高めるため、独立生計要件及び国益要件における収入の目安額の設定等の検討を行い、引き続き要件の明確化に努める。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	14	実施状況	実施済み
対象施策	難民認定制度の透明性向上の観点から、出入国在留管理庁において、我が国での実務上の先例、諸外国での事例、UNHCRが発行する諸文書等を参考としつつ、難民該当性に関する規範的要素の明確化を進めていくこと。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁では、2023年3月、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表した。同手引は、これまでの我が国の実務上の先例や裁判例を踏まえ、UNHCRが発行する諸文書等も参考にした上で、UNHCRとの意見交換も経て策定したものである。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	15	実施状況	実施済み
対象施策	難民条約制定当時には必ずしも難民として想定されていなかったいわゆる「新しい形態の迫害」についても、例えば、ジェンダーに起因する迫害など、的確に保護を行うことを検討すること。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁では、2023年3月に策定をした、「難民該当性判断の手引」においても、ジェンダーに関連する迫害は難民条約にいう「特定の社会的集団の構成員であること」を理由とする迫害に該当し得ることを明記している。 また、難民認定申請者において、性的暴力の被害や性的マイノリティであることに関連した主張が含まれる場合には、難民調査官及び通訳人の性別について申請者の希望を事前に確認した上で、可能な限りその希望を満たす難民調査官及び通訳人に調査を担当させることとしており、人権に配慮した対応を行っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	16	実施状況	実施済み
対象施策	国際社会の動向を踏まえ、かつ、国際人権法上の規範に照らし、国連や国際人権条約体、欧州諸国の取組なども参考にしながら、難民に準じた法的地位を付与するための新たな法的枠組みの創設を検討すること。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁では、2023年12月、紛争からの避難民等の人道上、真に保護すべき方々をより確実かつ迅速に保護するために創設した補完的保護対象者の認定制度の運用を開始した。補完的保護対象者とは、難民以外の者であって、難民の要件のうち「迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見）であること」以外の要件を満たすものをいう。補完的保護対象者と認定された場合には、その安定的な在留を図るため、原則として定住者の在留資格を付与するなど、難民と同様に保護することとしている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	17	実施状況	実施中
対象施策	難民調査官や難民審査参与員の審査体制の強化をはじめ、難民認定制度が将来にわたり適正な運用がされるように不断の見直しを行うべきである。これに併せて、行政の公正性や適正性を維持する観点から、難民認定業務の専門性・独立性をより高めるために、その組織の在り方について検討すること。		
実施状況の説明	出入国在留管理庁においては、制度と運用の両面から難民及び補完的保護対象者（以下「難民等」という。）の認定手続の適正性を確保している。 制度面においては、難民等の不認定処分に対する審査請求では、外部有識者である難民審査参与員が3人1組で審理を行い、法務大臣は、その意見を必ず聴いた上で、判断をしている。 さらに、難民等には当たらないとの判断に不服があれば、裁判所に訴えを提起し、司法判断を受けることも可能である。 運用面においては、UNHCR等の協力も得ながら、難民調査官の能力向上、出身国情報の充実等の運用の一層の適正化に取り組んでいる。 難民調査官の能力向上に関しては、「新任難民調査官研修」（新任の難民調査官に対して難民認定に係る調査に必要な特別の知識を修得させることを目的とした研修）や、「ケース・スタディ研修」（個別具体的な事案の検討を通じて、難民調査に必要な、より専門性の高い特別の知識及び技能を修得させることを目的とした研修）を実施し、内容の充実を図っているほか、2024年度から新たに、出身国情報の収集及び分析に特化した「出身国情報研修」を実施し、制度の適正な運用につなげることとしている。 難民審査参与員に対しては、任命時に難民審査に関する説明会を行っており、参与員間で各々の専門分野に基づき情報交換を行うことで、難民審査参与員としての知見をより深めていただく趣旨から、難民審査参与員協議会を定期的に行き、さらに、難民等の認定手続における出身国情報の重要性を踏まえ、国際情勢に関する専門家の協力の下、本国情勢に関する講演会等を開催するとともに、難民審査参与員のニーズを踏まえ、必要な研修を行うこととしている。 出身国情報の充実に関しては、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携しながら最新の情報を収集するとともに、諸外国当局との情報交換を積極的に行っている。 また、出身国情報に係る諸外国の政府機関の報告を日本語に翻訳したものや、国別の主な申立てに係る出身国情報を整理した資料を出入国在留管理庁ホームページで公表している。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	18	実施状況	実施済み
対象施策	第三国定住難民について、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点を踏まえ、受け入れる地方公共団体とも連携しながら円滑な受入れを進めていくこと。また、人の国際移動の問題は諸外国や国際社会全体の動向と密接に関連していることを踏まえ、我が国としても難民支援を含む人道支援や外国人の人権擁護に向けた国際協力により一層積極的に関わる姿勢を示すこと。さらに、そのために各種国際会合への積極的な参加や関係省庁とのリエゾン体制の強化など、関係省庁・機関と連携を図っていくこと。		
実施状況の説明	我が国では、2023年度第1回目受入れにおいては26名を、第2回目受入れにおいては29名を受け入れるなど、2023年度末までに305名の第三国定住難民を受け入れている。出入国在留管理庁としては、関係省庁と連携しつつ、引き続き、適切に役割を果たし、同難民の円滑な受入れに努めることとしている。 また、出入国在留管理庁では、2021年7月、UNHCRとの間で協力覚書(MOC)を交換し、UNHCRと出身国情報の収集や研修の実施に係る協力を継続するとともに、新たな協力として、実際の事例を題材とした難民調査官の調査の在り方についてのケース・スタディ等を実施するなど、協力関係の強化に努めている。 さらに、2024年6月には、UNHCRが主催する国際会議であるCRCP(Consultations on Resettlement and Complementary Pathways)に出入国在留管理庁から職員を派遣するなど、国際的な会合にも積極的に参加している。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	19	実施状況	実施済み
対象施策	在留外国人との共生社会の実現のため、政府が重点的に取り組む事項を含め、出入国在留管理庁として、目指すべき共生社会の将来像及びロードマップの提示といった中長期的なビジョンを示し、地方公共団体、民間等への協力を求め、積極的に施策を推進していくこと。		
実施状況の説明	外国人との共生社会を実現するため、令和4年6月に関係閣僚会議において「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を決定し、目指すべき外国人との共生社会のビジョンとして、 ・安全・安心な社会 ・多様性に富んだ活力ある社会 ・個人の尊厳と人権を尊重した社会 の3つを掲げ、具体的な施策を実施している。 出入国在留管理庁においては、引き続き、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を発揮しながら、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、ロードマップ等に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	20	実施状況	検討中
対象施策	外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口に関連する業務等に交付されているが、地方公共団体の現場における外国人相談業務は、専門相談窓口以外においても行われていることなどを踏まえ、柔軟な活用が可能となるよう交付対象範囲の見直しについて検討すること。		
実施状況の説明	一元的相談窓口の取組事例等を紹介している「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」を介して、地方公共団体から収集した情報を広く周知することで、外国人受入環境整備交付金を活用している地方公共団体数は、令和2年度が197であったところ、令和6年度では259に拡大した。交付対象範囲等、交付金事業の見直しについては、地方公共団体の意見等を踏まえながら、引き続き検討することとしている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	21	実施状況	実施中
対象施策	地方出入国在留管理局に配置された受入環境調整担当官は、地方公共団体等と緊密に連携を図り、地方公共団体等に対する支援(職員研修、好事例紹介等)を的確に行うとともに、外国人を支援している現場の声を吸い上げて共生施策に反映させるという重要な役割を担っているため、その活動が充実したものとなるよう体制の強化を図ること。		
実施状況の説明	受入環境調整担当官は、平成31年4月、地方出入国在留管理局(一部を除く。)に配置してから、継続して、地域における多文化共生施策の推進を図るため、地方公共団体等との連携・協力の下に、好事例などの有益な情報の収集・提供や関係機関からの意見聴取などの活動を展開している。 引き続き、当該活動が充実したものとなるよう体制整備を図っていくこととしている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	22	実施状況	実施済み
対象施策	一元的相談窓口における相談を有効に実施できるように、相談員のためのよくある質問・応答集を作成すること。また、同質問・応答集のアップデートも適時適切に行うこと。		
実施状況の説明	一元的相談窓口におけるよくある質問・応答集（一元的相談窓口Q&A）は令和2年度に初版を作成し、令和4年度以降は、地方公共団体から対応事例を収集しつつ、年1回の改訂を行っている。 また、一元的相談窓口Q&Aを地方公共団体、受入環境調整担当官、庁内及び関係府省庁へ共有し、一元的相談窓口における相談対応を有効に実施できるよう努めている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	23	実施状況	実施済み
対象施策	一元的相談窓口における相談対応能力の更なる向上のため、例えば、外国人の子供の教育に関する相談に関して、弁護士、民間支援機関、地方公共団体等の関係機関が連携して効果的に対応した事例など、好事例の横展開を行うこと。		
実施状況の説明	一元的相談窓口における相談対応能力の更なる向上のため、令和3年12月に一元的相談窓口における相談対応事例集を作成し、令和5年1月、令和6年2月にそれぞれ改訂を行い、改訂版の相談対応事例集を地方公共団体に共有することで、相談対応の好事例を横展開している。 今後も、地方公共団体における交付金を活用した事例など、一元的相談窓口の運営に資する情報について、相談対応事例等を活かした周知に努めるとともに、引き続き、相談対応能力の向上のための方策について検討していく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	24	実施状況	実施済み
対象施策	令和2年7月に開所した外国人在留支援センター(FRESC／フレスク)がより一層活用されるように、センターの取組についての広報や在留外国人へのきめ細やかな支援のための情報発信をすること。また、地方公共団体の行政窓口における相談対応が適切に実施されるよう通訳支援等の機能を充実させるとともに、広く地域における多文化共生の取組に係る支援を行い、利用者の声を聴いて、その機能の改善・向上を図っていくこと。		
実施状況の説明	FRESCの取組については、ホームページやSNSなどで、連携機関の紹介、相談窓口の案内、イベント・セミナーの開催情報などの広報・周知をしている。 また、関係機関、学校などにおける多文化共生に係る講義や、関係機関の機関紙への寄稿、地域の祭りや各種共生関係イベントへの出展などでも、FRESCの取組について説明している。 さらに、令和4年8月からは、FRESCにおいて複数機関が連携・協力して相談等に対応する取組を地域で展開できるよう、関係省庁等の各地方支分部局等に対し、地域を所管する窓口連絡先や所管事項説明資料を共有している。また、FRESCでの連携事例を踏まえ、地方出入国在留管理局と、地域における関係機関が連携・協力して行う合同相談会も開催している。 通訳支援事業は、令和3年度から試行事業として開始し、令和5年度から本格実施をしている。令和5年度、同支援事業を利用している自治体に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえて通訳支援事業の対応言語数の拡充を行った。 また、一元的相談窓口には地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官を相談員として適宜派遣しているほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っている。 加えて、出入国在留管理庁では、外国人受入環境整備交付金により、地方公共団体による一元的相談窓口の設置・運営の支援を引き続き行う。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	25	実施状況	実施済み
対象施策	「外国人生活支援ポータルサイト」において、日本で生活する外国人が必要とする行政情報や生活情報を一元的に発信できるよう、関係省庁と連携して、掲載内容の充実を図るとともに、外国人が理解できる言語で情報に容易にアクセスすることができるように改善すること。		
実施状況の説明	「外国人生活支援ポータルサイト」では、官公庁が発信する生活・就労のための基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）や災害情報などの緊急性の高い情報を取りまとめ、カテゴリ別に整理するなどして掲載しているところ、関係府省庁と連携し、随時、掲載情報の更新を行っている。 また、「外国人生活支援ポータルサイト」を含む当庁のホームページに関しては、自動翻訳システムを導入し、100か国語以上の言語による閲覧を可能としている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	26	実施状況	実施済み
対象施策	「生活・就労ガイドブック」の改訂に当たっては、よくある質問・応答集をホームページに掲載し、分かりやすく利便性のある情報提供を行うこと。また、異なる受入れ状況にある地方公共団体や多様な文化的背景を持つ外国人の意見を踏まえ、内容や形式を見直していくこと。		
実施状況の説明	「生活・就労ガイドブック」のよくある質問として、例えば、ガイドブックの概要や更新情報等がある。これらは入管庁のホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」の上部に記載しているが、必要に応じて形式を見直している。また、カテゴリ別に整理した章立てや親しみやすいようにイラストを加えるなどの工夫をし、対応言語数を増やすなど、利便性のある情報提供を行っている。 同ガイドブックについては、関係府省庁の協力の下、年1回の改訂を行っているところ、在留外国人数の推移なども踏まえて、内容の見直しに努めることとしたい。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	27	実施状況	実施済み
対象施策	やさしい日本語については、行政機関のみならず、外国人と一緒に働く日本人・企業等に対しても周知・活用を推進すること。		
実施状況の説明	やさしい日本語の活用を促進するため、令和2年度「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」、令和4年度「同ガイドライン 話し言葉のポイント」及び「同ガイドライン 別冊やさしい日本語の研修のための手引」、令和5年度「やさしい日本語研修教材例」を作成した。 これらやさしい日本語に関する成果物は、地方公共団体や関係府省庁への周知や地方公共団体職員等へのやさしい日本語研修時等に活用しているほか、地域の多文化共生に関するイベント等で日本人や企業等への周知にも活用し、やさしい日本語の周知・活用の推進を図っている。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	28	実施状況	実施中
対象施策	外国人に対する日本語教育について、出入国在留管理庁が、諸外国の例も参考にして、例えば、外国人が一定の時間数日本語教育を受けられるような制度や外国人の日本語学習に対するモチベーションを高められるような取組などについて、関係省庁等と連携・協力して、検討すること。		
実施状況の説明	外国人に対する日本語教育については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年6月関係閣僚会議決定)において、「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」を重点事項の一つに定め、関係省庁が連携して様々な取組を実施している。 出入国在留管理庁においても、関係省庁と連携し、「生活オリエンテーション動画」や「生活就労ガイドブック」、「外国人生活支援ポータルサイト」等を通じ、外国人やその支援者等に対し、日本語を学ぶことができる学習サイトや日本語教室に関する情報等を紹介している。 そして、全ての中長期在留外国人に対し、日本語学習に関する情報を届けることが出来るよう、 ・ 全国の地方出入国在留管理官署において在留資格に関する申請を行った全ての外国人等に交付する「申請受付票」に、日本語学習に関する情報を紹介するQRコードの掲載 ・ 在留申請オンラインシステムで申請を受け付けた際に利用者に送付する通知メールに「外国人生活支援ポータルサイト」の案内及びURL等の情報の掲載 等を行い、定期的・継続的な情報提供に取り組んでいる。 出入国在留管理庁においては、引き続き、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を発揮しながら、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、ロードマップ等に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	29	実施状況	実施中
対象施策	外国人の児童生徒に対する教育は、日本での生活の基礎となるものであることから、出入国在留管理庁は、関係省庁と連携し、就学前教育の充実や不就学児の解消の方策を速やかに検討すること。		
実施状況の説明	外国人の子どもに対する教育については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年6月関係閣僚会議決定)に基づき、関係省庁が連携して外国人の子どもの就学支援等に関する様々な取組を実施している。 出入国在留管理庁においても、関係省庁と連携し、全ての中長期在留外国人に対し、子どもの就学の重要性及び就学のための具体的な手続に関する情報を周知するため、 ・ 全国の地方出入国在留管理官署において在留資格に関する申請を行った全ての外国人等に交付する「申請受付票」に、子どもの就学の重要性及び就学に向けた手続を紹介するQRコードの掲載 ・ 在留申請オンラインシステムで申請を受け付けた際に利用者に送付する通知メールに「外国人生活支援ポータルサイト」の案内及びURL等の情報の掲載 等を行い、定期的・継続的な情報提供に取り組んでいる。 出入国在留管理庁においては、引き続き、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を発揮しながら、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、ロードマップ等に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	30	実施状況	実施済み
対象施策	中小・小規模事業者の外国人受入れに関する理解を深めるため、日本各地で行われている職場における共生に資する支援や近隣住民との交流等に関する優良事例の紹介等、受入れ企業に対する共生に関する情報提供を行うこと。		
実施状況の説明	受入れ企業に対する情報提供については、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年6月関係閣僚会議決定)に基づき、関係省庁が連携して取組を実施している。 出入国在留管理庁においては、「出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング」において、企業等から、職場における共生に関する取組等について聴取し、その概要をHPで公開している。 また、生活オリエンテーション動画の「生活ルール(暮らし編)」等において、近隣住民との挨拶並びに自治会及び地域の活動(清掃活動、地域の祭り、防災訓練等)への積極的な参加の重要性について情報提供している。この生活オリエンテーション動画は、各種受入れ機関に対し継続的に活用を呼びかけている。 特定技能制度においては、特定産業分野ごとに分野所管省庁が当該省庁のほか制度所管省庁のほか受入れ機関等を構成員とする分野別協議会を設置しており、その中で、制度趣旨や優良事例の周知等を行っているほか、特定技能制度説明資料(「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」)において各分野の優良事例を掲載している。 また、本年3月の閣議にて、特定技能外国人を受け入れる企業(特定技能所属機関)が、特定技能制度により受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保するとともに、地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することを責務とすることなどを「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に明記し、所要の措置を講じるべく、現在、必要な手続を進めている。 出入国在留管理庁においては、引き続き、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整機能を発揮しながら、関係省庁及び地方公共団体等との連携を一層強化し、ロードマップ等に基づき、外国人との共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていく。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	31	実施状況	実施済み
対象施策	国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を関係機関と共有し、感染拡大を防ぐために必要な情報を分析するなど、エビデンスに基づいて判断を行い、今後の状況に応じて上陸拒否措置を再実施する場合の指標や基準についても併せて検討しておくこと。なお、その際は、永住者をはじめとする中長期在留者については、我が国への定着性も考慮し、新規入国者とは異なる配慮をすること。		
実施状況の説明	国内外の新型コロナウイルス感染症の発生状況を関係機関間で共有し、政府全体として水際対策を行った。 新型コロナウイルス感染症に係る上陸拒否措置については、令和5年4月29日午前0時をもって終了しているが、今後感染症危機が発生した際には、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等に沿って、外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、指定された上陸拒否対象国・地域に滞在歴のある外国人については、特段の事情がある場合を除き、入管法第5条第1項第14号に規定する上陸拒否事由に該当するものとして、当該外国人の上陸を拒否することとしている（対象となる感染症に感染したおそれのある外国人に対し、入管法第5条第1項第14号を適用するに当たっては、当該感染症が入管法第5条第1項第1号に規定する感染症となっていることが前提。）。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い再入国出国中に再入国許可の有効期間が経過した者については、通常の在留諸申請より提出書類を簡素化し、迅速に審査を行うことや在留資格認定証明書の有効期間を延長するなどの救済措置を行った。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	32	実施状況	実施済み
対象施策	在留外国人、地方公共団体等の要望やニーズを聴取・分析して、的確かつ効果的な支援を行うこと。在留外国人支援施策立案の基礎となる新型コロナウイルス感染症関連情報などの情報の収集・共有体制を早急に構築すること。そして、収集・共有された情報の中から、在留外国人の支援につながると考えられる情報を、外国人在留支援センターを活用するなど多様な手段を用いて、迅速かつ分かりやすく提供を実施するなど、きめ細やかな対応を行うこと。感染防止に資する情報の発信に当たっては、在留外国人が理解しやすいように、やさしい日本語や多言語で発信すること、多言語による相談対応を行うこと。		
実施状況の説明	令和2年9月から令和5年6月までFRESCヘルプデスクを設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて勤務先がなくなるなど、生活に困っている在留外国人からの相談対応を行った。 また、令和3年10月、FRESCに、FRESCワクチン予約電話窓口を設置し、ワクチン接種に協力する医療機関（東京・名古屋・大阪）での接種予約の受付及び接種券の発行に必要な書類についての相談・案内を多言語で実施したほか、接種会場における多言語通訳支援を実施した。 これら支援内容については、ワクチン接種券が郵送される旨の情報や、帰国困難となった短期滞在者へのワクチン接種の情報などと共に、ホームページ、メールマガジン及び法務省ツイッター（現：X）でやさしい日本語や多言語で情報発信したほか、FRESC内入居機関への周知、地方公共団体への事務連絡の発出及び駐日大使館・領事館への周知も行った。		

出入国在留管理基本計画策定後に 第7次出入国管理政策懇談会報告書において提言された施策の実施状況			
施策番号	33	実施状況	実施済み
対象施策	出入国在留管理庁の施設における感染防止対策に関しては、感染症対策マニュアルに基づく措置を徹底するとともに、収容施設においては、各施設の実情を踏まえつつ、更なる有効な感染防止対策についても検討を進めること。		
実施状況の説明	「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」は、政府の対応方針の変更に伴い随時改訂を行い、同マニュアルに基づき入管庁における感染症対策を適切に実施した。 令和5年5月、同マニュアルは廃止されたものの、有識者の知見を踏まえて、その時々々の感染状況に応じて策定されたものであり、今後の感染症対策にも有益であることから、収容施設においては、同マニュアルの記載を参考にしつつ、消毒や被収容者の健康管理の徹底等の感染防止対策を実施している。 また、入管法第55条の45に基づき、感染症の発生予防又はまん延防止のため必要がある場合には、健康診断、診療等その他必要な医療上の措置を執っているところ、引き続き有効な感染防止対策について、実施していくこととしたい。		